

釧路総合振興局記者クラブ配付資料

報道発表資料の配付日時 令和5年12月27日（水）11:00

発表項目	釧路市音別町の太陽光発電事業計画地における森林法違反について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時) 月 日 () 時 分	発表者	
		発表場所	
概要	<p>釧路市音別町の太陽光発電事業計画地内において、計画事業者が保安林内で許可を受けずに水路を設置していることを先週の金曜日に確認したため、森林法違反として事業者に対して行政指導を行った。 詳細については別添資料による。</p>		
参考			

報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	釧路総合振興局産業振興部林務課（担当者：主幹 山崎） TEL：0154-43-9130
-------------	--

【概要資料】

釧路市音別町の太陽光発電事業計画地における森林法違反について

(1) 概要

場 所：釧路市音別町（森林法に基づく防霧保安林）
事業名：H O K A 7 太陽光発電事業

(2) 森林法の規制

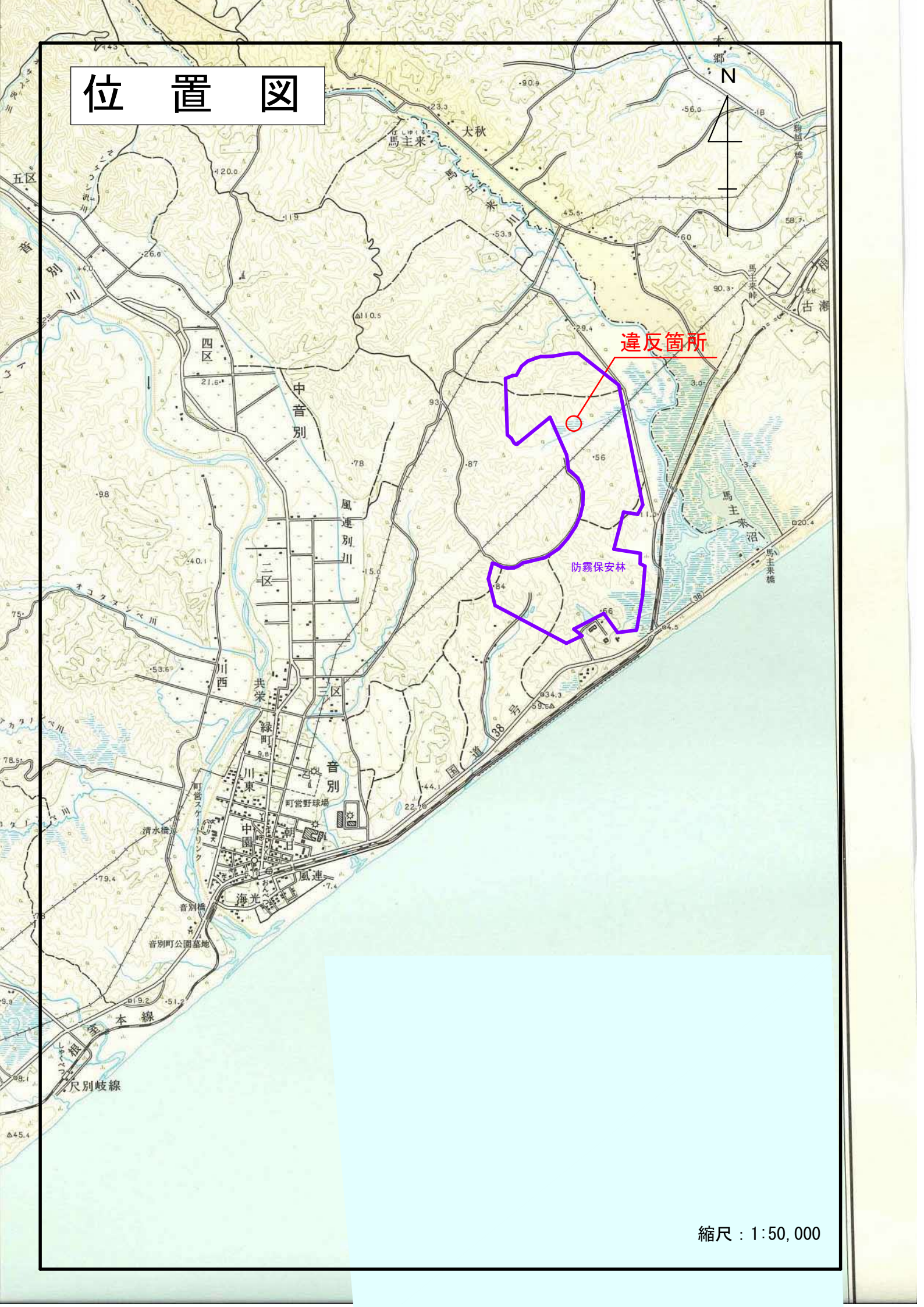
- ・保安林内で「立木の伐採」や「土地の形質の変更」を行う場合は事前に知事の許可が必要。（森林法第34条第1項及び第2項）

(3) 経過

- ・ 12月11日（月） 当該地において水路の掘削作業を開始
- ・ 12月15日（金） 事業者から振興局林務課に連絡
 - ・ 釧路市と事業者による打ち合わせの中で、市側から当該地は保安林であることから振興局林務課に連絡するよう指示。
 - ・ 振興局では事業者からの連絡に基づき、保安林内における無許可の行為の疑いがあることから、口頭で工事の中止を要請。
- ・ 12月22日（金） 振興局、道環境政策課、釧路市、事業者による現地調査
 - ・ 保安林内において水路約250mの掘削を確認。
 - ・ 倒木については、周辺の風倒木の根に付着している土の色や風化状況から同時期に強風により倒れたものと判断。
 - ・ 作業道についても、新たな土砂掘削や盛土の形跡がなく、既設の道を重機等が走行したと判断。
 - ・ 以上のことから、当該水路の掘削が森林法における無許可の行為にあたると判断し、事業者に対し口頭で嚴重注意を行うとともに、工事の中止と復旧計画書の提出を指示した。
- ・ 12月25日（月） 事業者に対し、文書による中止勧告を実施。

(4) 今後の対応 事業者に対し、文書により嚴重注意及び復旧計画書の提出を指示。

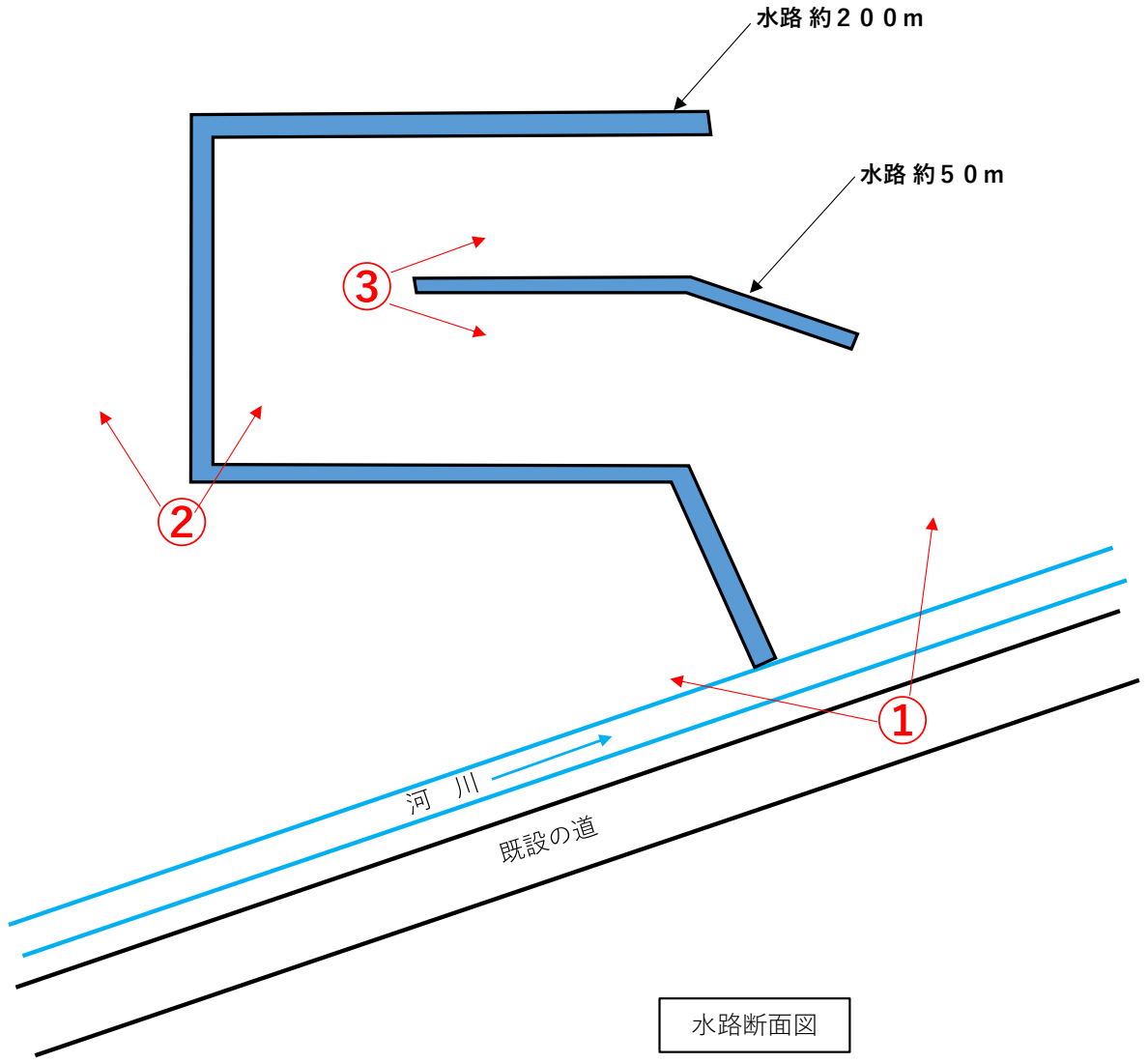
位置図



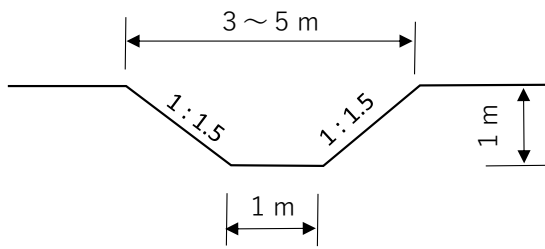
縮尺 : 1 : 50,000

平面図

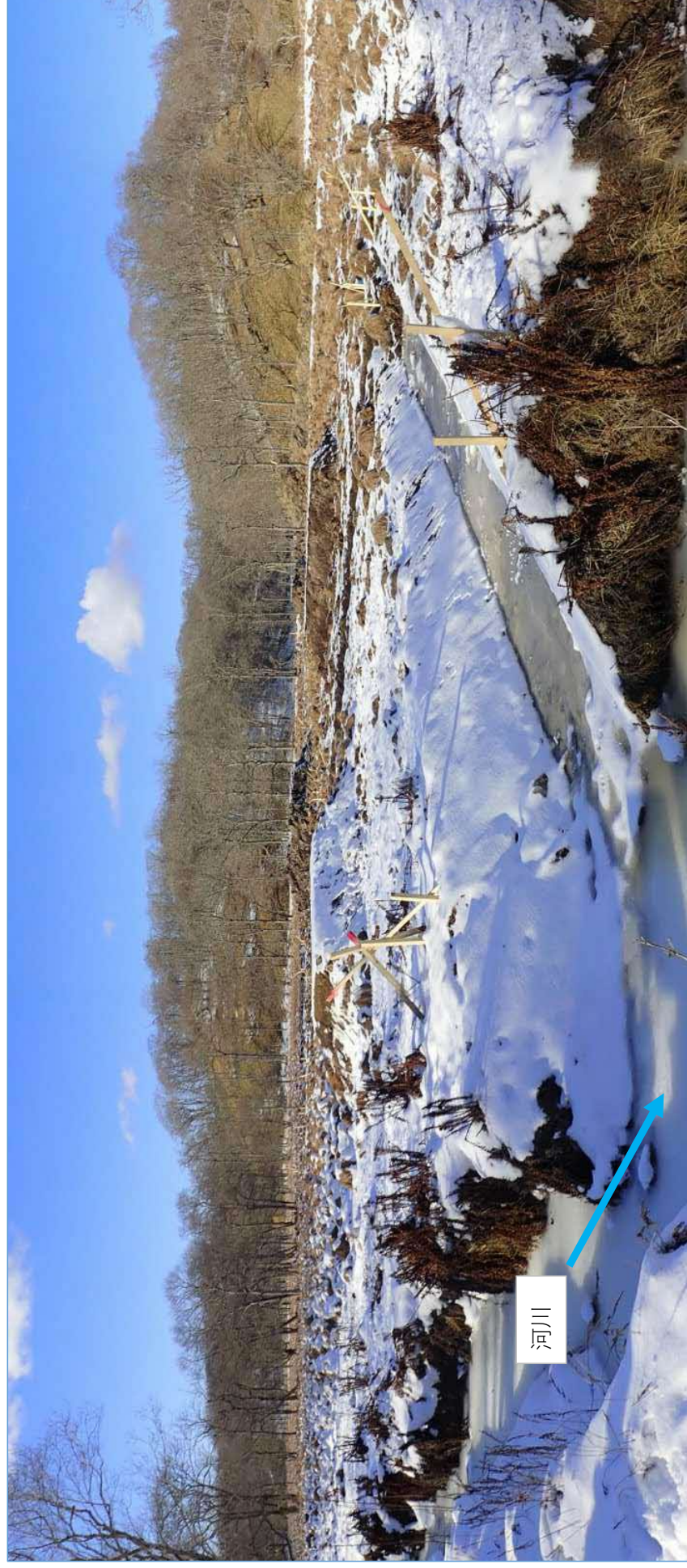
写真撮影方向 = ○ →



水路断面図



写真番号① 水路施工箇所全景



写真番号② 施工完了後の水路状況



写真番号③ 施工中断した水路状況

